

化学物質過敏症について知ろう

◆化学物質過敏症とは

化学物質過敏症は、過敏という名が示すように、ごく少量の物質にでも過敏に反応する点ではアレルギー疾患に似ています。

最初にある程度の化学物質を浴びると(曝露)、アレルギー疾患という感作(一度侵入してきたアレルギーをその時に身体が記憶し、二度目に侵入してきた時に、すぐ攻撃できるようにしておくこと)と同じような状態となり、二度目と同じ物質に少量でも曝露されると過敏症状が現れます。時には、最初に曝露された物質と二度目に曝露された物質が異なる場合もあり、これは多種化学物質過敏症と呼べれます。

化学物質過敏症は、アレルギー疾患のような症状だけでなく、低濃度の化学物質に反復曝露されていると体内に蓄積し、慢性的な症状が現れる中毒性疾患も併せ持ちます。

化学物質過敏症は未解明の部分が多い疾患ですが、アレルギー性

と中毒性の両方にまたがる疾患、あるいはアレルギー反応と急性・慢性中毒の症状が複雑に絡み合っている疾患であると考えられています。

◆化学物質過敏症の症状

頭痛、全身倦怠感、不眠、便秘、動悸など特徴のない症状が多いようですが、このほかにもさまざまなかような症状を訴える人がいます。

◆反応を起こす原因

家の中では：  
洗剤、漂白剤、芳香剤、建材、接着剤、ホルマリン、防ダニグッズ、防菌グッズ、塗料、カビ、シロアリ駆除剤など

屋外では：  
排気ガス、殺虫剤、除草剤、大気汚染物質など

食べ物では：  
食品添加物、残留農薬、保存料、着色料、甘味料、香料など

◆診断とアドバイスができる県内の医療機関

県内では、国立病院機構高知病院(☎088-844-3111)に化学物質過敏症外来があります。診療可能日は、毎週水曜日午後2時から午後3時30分までの予約制です。

◆わたしたちができること

身の回りで普通に使われている化学物質に反応して症状の出る方の中には、学校や公共の場に入ることにも困難な方がいます。

化学物質過敏症という疾病で不便な生活を強いられ困っている方がいることを理解し、公共の場などでは原因となる物質をできる限り控えるなど、身近にできる配慮が大切です。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課保健衛生係  
☎4312836  
佐賀支所地域住民課保健センター  
☎5517373

健康増進法が改正されました

たばこを吸っていないのに、たばこの煙を吸ってしまうのが受動喫煙です。この受動喫煙を防ぐため、平成30年7月に健康増進法の一部が改正されました。改正された法律は、令和元年7月から段階的に施行され、令和2年4月には全面施行されます。

◆法改正のポイント

・望まない受動喫煙をなくす  
屋内において、受動喫煙にさら



されることを望まない人がそのような状況に置かれられないようにすることが基本となります。

◆受動喫煙による影響が大きい子ども、患者などに特に配慮

20歳未満の人や患者が主たる利用者となる施設や屋外での受動喫煙対策を一層徹底します。

◆施設の類型・場所ごとに対策を実施

各施設ごとに、敷地内禁煙にしたり、喫煙場所を限定するなど、受動喫煙対策を徹底します。

◆施設ごとの受動喫煙対策

・第一種施設【学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など】  
7月1日(月)より、原則敷地内禁煙となります。

・第二種施設【第一種施設以外の施設】  
令和2年4月1日より、原則敷地内禁煙となります。喫煙場所を設けるには、喫煙専用室の設置などの対策が必要となります。また、喫煙が可能な場所には、客・従業員ともに20歳未満は立ち入ることができません。

○お問い合わせ  
本庁健康福祉課保健衛生係

☎4312836  
佐賀支所地域住民課保健センター  
☎5517373